

須高農業協同組合 ”
 中野市農業協同組合 ”
 志賀高原農業協同組合 ”
 ながの農業協同組合 ”
 北信州みゆき農業協同組合 ”

会計課

長野県木曾地方事務所告示第1号

木曾広域連合長から申請のあった木曾広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成15年11月5日付けで許可しました。

平成16年1月8日

長野県木曾地方事務所長 小池茂見

市町村課

選告示第1号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成16年1月8日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる病院中

「伊那神経科病院 伊那市大字伊那3831」を
 「伊那神経科病院 伊那市大字伊那3831 に改
 医療法人暁会 仁愛病院 伊那市大字伊那4906」

め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホーム 室賀の里 上田市大字上室賀19 」
 を

「特別養護老人ホーム 室賀の里 上田市大字上室賀19
 介護老人福祉施設 うえだ敬老園 上田市中央3-15-5
 ケアハウス うえだ敬老園 上田市中央3-15-5
 特別養護老人ホームローマンうえだ 上田市殿城神林250-1」

に、

「特別養護老人ホーム柘の木荘 上伊那郡長谷村大字非持563
 特別養護老人ホームサンハート美和 上伊那郡長谷村大字非持569-1」

を

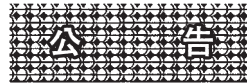
「特別養護老人ホームサンハート美和 上伊那郡長谷村大字非持484-1」
 に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中

「老人保健施設 はびろの里 伊那市大字西箕輪2758-1」
 を

「老人保健施設 はびろの里 伊那市大字西箕輪2758-1
 老人保健施設 すずたけ 伊那市美篤7792-3 」

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

売払いに付する財産の名称及び特質並びに数量
 別表のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2（郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所（郵送による場合も含む。）

ア 受付期間

平成16年1月8日（木）から平成16年1月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

3の場所

(2) 入札の方法

所定の入札書に所要の事項を記入の上、入札日時に入札場所に持参し、提出してください。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格をもってした者を落札者として決定します。ただし、同価の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

(8) 契約書の作成の要否

必要とします。

(9) 名義変更登録

売買代金納入の後、買受人の責任において行ってください。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

(別表)

財産の名称及び特質	数量	入札日	入札時間
電話加入権 アナログ回線	80本	平成16年 1月20日	午後3時
電話加入権 デジタル回線	25本	平成16年 1月20日	午後3時30分

管 財 課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県カウンセラー協会

3 代表者の氏名

松 本 文 男

4 主たる事務所の所在地

南佐久郡臼田町大字下小田切338番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の心悩む人々に対し、いつでも、どこでも、誰にでも、傾聴及びカウンセリングを提供することを基本とし、加えて、心の問題に関する教育、指導等を行い、よって社会の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 春の小川

3 代表者の氏名

武 居 み さ

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門六番町738番地1号

5 定款に記載された目的

この法人は、一人の人間として尊重され、地域において自律した暮らしをしたいと願う、障害をお持ちの方たちのために、地域での自律生活を支援する事業を通じ、だれでも普通に地域で生活できる社会を実現し、市民がより豊かな地域社会を築いていくことに貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 民団長野国際協力センター

3 代表者の氏名

崔 再 龍

4 主たる事務所の所在地

松本市元町3丁目4番地45号

5 定款に記載された目的

この法人は、在日韓国人を始め、日本及び諸外国の人々に対して、国際文化交流に関する事業を行い、国際社会に生きるすべての人々の友好関係の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 信州・大学地域連携プロジェクト

3 代表者の氏名

中 嶋 聞 多

4 主たる事務所の所在地

松本市大手3丁目3番5号 多田ビル2階

産業振興課

5 定款に記載された目的

この法人の活動目的は、真に自立した地域を支える「産」「官」「学」「民」の連携基盤を構築し、地域の発展に寄与するまちづくりを推進することである。この実現のために、我々は、地域づくりの主体である市民、企業、行政の各セクターと、大学との実質的な交流を促進するさまざまな事業をおこない、地域の知と大学の知が会おう場を創出する。この出会いのなかから、大学と地域との協働を促し、大学の保有する多様な知的資源を地域の問題解決に役立てることで、上記の目的の達成を目指す。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本ショッピングセンター
松本市元町1-29-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)高原社
松本市元町1-2-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)高原社	代表取締役 竹原義明

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)高原社	代表取締役 上條敬典

4 変更した年月日

平成15年12月1日

5 届出年月日

平成15年12月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成16年1月8日から平成16年5月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

穂高西ショッピングセンター（本館）
南安曇郡穂高町大字有明10368-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等
(変更前)

氏名（名称）	代表者の氏名 (法人の場合)	住 所
イオン(株)	岡田元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(有)なかや薬局	中村健志	南安曇郡三郷村温3798-1
(株)カワカミ	太谷今朝人	塩尻市大門八番町6-1
ジャスフオート(株)	本田進	東京都千代田区神田錦町1-1
(株)一真堂メガネ店	岩間博明	飯田市鼎一色111
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
中嶋今朝平		南安曇郡三郷村温2056-1

(変更後)

氏名（名称）	代表者の氏名 (法人の場合)	住 所
イオン(株)	岡田元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)カワカミ	太谷今朝人	塩尻市大門八番町6-1
ジャスフオート(株)	本田進	東京都千代田区神田錦町1-1
(株)一真堂メガネ店	岩間博明	飯田市鼎一色111
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

4 変更した年月日

平成15年9月20日

5 届出年月日

平成15年12月22日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成16年1月8日から平成16年5月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課